

改正後	改正前
(表示の方式) 第一条 「略」 2 「略」 3 容器の所有者は、前項第三号ハ、ニ及びホの規定により表示をした事項に変更があつたときは、遅滞なく、その表示を変更するものとする。この場合においては、同号ハ、ニ及びホの例により表示を行うものとする。 (容器再検査における容器の規格) 第二十二条 「略」 2 規則第二十六条第四項第三号、同条第五項第四号及び同条第六項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 一の四 「略」 二 自動車又は二輪自動車に装置されている容器にあつては、次に掲げるものとする。 イ 「略」 ロ 容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装着において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属	(表示の方式) 第一条 「略」 2 「略」 3 前項第三号ニ及びホの規定により表示をした容器の所有者は、その充填可能期限年月日に変更があつたときは、遅滞なく、その表示を変更するものとする。この場合においては、同号ニ及びホの例により表示を行うものとする。 (容器再検査における容器の規格) 第二十二条 「略」 2 規則第二十六条第四項第三号、同条第五項第四号及び同条第六項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 一の四 「略」 二 自動車又は二輪自動車に装置されている容器にあつては、次に掲げるものとする。 イ 「略」 ロ 容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。

品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

三 自動車又は二輪自動車に装置されていない容器にあつては、自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装着において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

(附属品再検査における附属品の規格)

第二十九条 規則第二十九条第一項第五号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、液化天然ガス自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあつては、次に掲げるものとする。

イ 「略」

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置された附属品は、当該附属品が装置された容器を装置した自動車又は二輪自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪

三 自動車又は二輪自動車に装置されていない容器にあつては、自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。

(附属品再検査における附属品の規格)

第二十九条 規則第二十九条第一項第五号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、液化天然ガス自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあつては、次に掲げるものとする。

イ 「略」

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置された附属品は、当該附属品が装置された容器を装置した自動車又は二輪自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 〔略〕 自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装着において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。 二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されていない附属品にあつては、容器に装置されたことがないものであること。 ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装着において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。
	2 〔略〕 二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されていない附属品にあつては、容器に装置されたことがないものであること。